

臨時代理議決
令和6年4月1日

第14号議案

京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和6年4月16日

教育長 前川 明範

改正の理由

「職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例」が令和5年4月1日に施行され、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）が導入されたことに伴い新たな職を設置するため、所要の改正を行うものである。

主査」に改める。

第23条の11第1項及び第4項中「資料主任」の右に「、事務指導員、技術指導員」を加える。

第23条の14第1項中「専門幹」の右に「、事務指導員、技術指導員」を加え、同条第5項中「主査」を「事務指導員、技術指導員、主査」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

京都府教育委員会基本規則（昭和24年教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>第21条の3 本庁の室及び課に参事、主幹、専門幹、総括人事主事、課長補佐、人事主事、文化財専門技術員</p> <p>____、主査、副主査及び主任を置くことがある。</p> <p>2 参事は、上司の命を受けて担当する事務を掌理する。</p> <p>3 主幹は、上司の命を受けて特定の範囲の事務を処理する。</p> <p>4 主幹の職は、係長の職を兼ねることができる。</p> <p>5 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。</p> <p>6 総括人事主事は、上司の命を受けて人事主事の事務を総括する。</p> <p>7 課長補佐は、課の事務について課長を補佐する。</p> <p>8 課長補佐の職は、係長の職を兼ねることができる。</p> <p>9 人事主事、文化財専門技術員、____、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。</p> <p>第21条の4 (略)</p> <p>第21条の5 教育局に局次長、専門幹、人事主事、____、主査、副主査及び主任を置くことがある。</p> <p>2 局次長は、局長を補佐し、教育局の事務を総括整理する。</p> <p>3 局次長の職は、課長の職を兼ねることができる。</p> <p>4 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。</p>	<p>第21条の3 本庁の室及び課に参事、主幹、専門幹、総括人事主事、課長補佐、人事主事、文化財専門技術員、<u>事務指導員、技術指導員</u>、主査、副主査及び主任を置くことがある。</p> <p>2 参事は、上司の命を受けて担当する事務を掌理する。</p> <p>3 主幹は、上司の命を受けて特定の範囲の事務を処理する。</p> <p>4 主幹の職は、係長の職を兼ねることができる。</p> <p>5 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。</p> <p>6 総括人事主事は、上司の命を受けて人事主事の事務を総括する。</p> <p>7 課長補佐は、課の事務について課長を補佐する。</p> <p>8 課長補佐の職は、係長の職を兼ねることができる。</p> <p>9 人事主事、文化財専門技術員、<u>事務指導員、技術指導員</u>、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。</p> <p>第21条の4 (略)</p> <p>第21条の5 教育局に局次長、専門幹、人事主事、<u>事務指導員、技術指導員</u>、主査、副主査及び主任を置くことがある。</p> <p>2 局次長は、局長を補佐し、教育局の事務を総括整理する。</p> <p>3 局次長の職は、課長の職を兼ねることができる。</p> <p>4 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。</p>	

5 人事主事、事務指導員、技術指導員、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

第21条の6～第23条の7 (略)

第23条の8 教育センターに次長、主任研究主事、専門幹、事務指導員、技術指導員、主査、副主査及び主任を置くことがある。

2 次長は、所長を補佐し、教育センターの事務を総括整理する。

3 次長の職は、部長、室長又は北部研修所長の職を兼ねることができ。

4 主任研究主事は、上司の命を受けて担任の専門的業務を処理する。

5 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。

6 主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

第23条の9～第23条の10 (略)

第23条の11 図書館に副館長、専門幹、資料主任、主査、副主査及び主任を置くことがある。

2 副館長は、館長を補佐し、図書館の事務を総括整理する。

3 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。

4 資料主任、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

第23条の12～第23条の13 略

第23条の14 郷土資料館に館長補佐、専門幹

5 人事主事、事務指導員、技術指導員、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

第21条の6～第23条の7 (略)

第23条の8 教育センターに次長、主任研究主事、専門幹、事務指導員、技術指導員、主査、副主査及び主任を置くことがある。

2 次長は、所長を補佐し、教育センターの事務を総括整理する。

3 次長の職は、部長、室長又は北部研修所長の職を兼ねることができ。

4 主任研究主事は、上司の命を受けて担任の専門的業務を処理する。

5 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。

6 事務指導員、技術指導員、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

第23条の9～第23条の10 (略)

第23条の11 図書館に副館長、専門幹、資料主任、事務指導員、技術指導員、主査、副主査及び主任を置くことがある。

2 副館長は、館長を補佐し、図書館の事務を総括整理する。

3 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。

4 資料主任、事務指導員、技術指導員、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

第23条の12～第23条の13 略

第23条の14 郷土資料館に館長補佐、専門幹、事務指導員、技術

<p>指導員、主査、副主査及び主任を置くことがある。</p> <p>2 館長補佐は、郷土資料館の事務について館長を補佐する。</p> <p>3 館長補佐の職は、課長の職を兼ねるものとする。</p> <p>4 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。</p> <p>5 事務指導員、技術指導員、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。</p>	<p>主査、副主査及び主任を置くことがある。</p> <p>2 館長補佐は、郷土資料館の事務について館長を補佐する。</p> <p>3 館長補佐の職は、課長の職を兼ねるものとする。</p> <p>4 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。</p> <p>5 主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。</p>
---	---

